

香川県条例第22号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～421 略				1～421 略			
422 家畜注射 手数料	<u>豚熱生ワクチン予防注射</u>	略		422 家畜注射 手数料	<u>豚コレラ生ワクチン予防注</u>	1頭1回	230円
	略				射		
	<u>豚熱・豚丹毒混合予防注射</u>	略			<u>豚コレラ・豚丹毒混合予防</u>	1頭1回	370円
略			注射				
423～598 略				423～598 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。